

仕 様 書

1 業務名及び業務内容

(1) 業務名

清田区第 27 回参議院議員通常選挙に伴う開票所用品調達及び会場設営撤去業務

(2) 業務内容

ア 開票所への選挙用資材等の搬出入

イ 開票所の設営及び撤去

ウ 開票所で使用する資材の貯蔵

※ 清田区体育館に開設する開票所を別図 1～3 に基づき設営するとともに、開票終了後には、体育館の原状回復を行い、搬出資材の分別・運搬や設営に使用した資材・床養生等の撤去を行う。

(3) 開票所設営施設

札幌市清田区平岡 1 条 5 丁目 4 番 1 号 清田区体育館・温水プール

(4) 履行期間

選挙期日から選挙期日翌日まで

2 業務の詳細

(1) 物品の借受け

受託者は、別紙「物品一覧表」の区分に「借受物品」と記載する物品について、必要数（合計数量）分を用意する。

(2) 物品の運搬・搬入（選挙期日当日 8：00～12：00）

ア 作業前に、競技室内及び競技室横廊下等の一部について、プラスチック製養生材による養生を行う等により、建物の破損を防止する。

イ 受託者は、別紙「物品一覧表」の区分に「借受物品」及び「運搬・撤去」と記載された物品を、選挙期日当日の午前中に開票所に搬入する。

(3) 開票所の設営（選挙期日当日 8：00～12：00）

ア 体育館 1 階競技室及びロビーの指定箇所に、ブルーシートの敷設をする。ブルーシートは受託者で用意する。敷設の際は、養生テープでブルーシートと床との間に隙間ができないよう接着すること。

イ 体育館 1 階競技室及びロビー、2 階参観人室を別図 1～3 のとおり設営・設置する。なお、トレイなどの諸物品は指定された場所に設置する。

- ウ 競技室に設置する「カゴ等置場」以外の卓球台の上には、暗幕を敷く。
- エ 設営にあたっては、作業従事に必要十分な人数を確保し、時間内に確実に完了すること。

(4) 開票所の撤去（選挙期日翌日 8：00～11：00）

- ア 区役所職員の指示に従い、前日に設営した清田区体育館の備品を元の場所に収納する。
- イ 前日に搬入した物品は、全て回収し、清田区体育館を設営前の状態に復旧する。回収したもののうち、清田区役所から搬入した物品及び投票所から持ち込まれた投票箱（42 個）を区役所職員の指示する保管場所まで搬送する。
- ウ 撤去にあたっては、作業従事に必要十分な人数を確保し、時間内に確実に完了すること。

3 注意事項

- (1) 契約締結後に清田区体育館の事前見学を希望する場合は、清田区体育館に直接連絡せずに、委託者宛てに連絡すること。
- (2) 運搬にあたっては、交通法規の遵守等、交通安全に十分留意すること。また、その他各種関係法令を確認・遵守するとともに工程管理等を正確に行い、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (3) 体育館施設に傷をつけることのないよう、最大の注意を払い本業務を行うこと。
- (4) 物品を運搬する際、トラックは体育館正面入口の車止めから中に入れないこと。
- (5) トラックへの積み降ろしでインターロッキングを移動する際は、傷をつけることのないよう養生を行うこと。また、トラックから体育館への搬出入の際は、カゴ付台車等を用いて効率的に行うこと。
- (6) 体育館競技室内での台車を使用する際は、室内の端を通ること。
- (7) 体育館内で使用する養生テープについては、体育館が指定するテープ又はあらかじめ体育館に使用の承諾を得たテープを使用すること。
- (8) 撤去作業は体育館の一般利用者に影響がないよう配慮すること。
- (9) その他、委託者から指示があった場合はそれに従って業務を行うこと。

4 業務の履行確認等

- (1) 受託者は、全ての業務完了後、すみやかに業務完了届（指定様式）を委託者に提出し、履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務作業中に、受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (3) 当該業務の支払いは、業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

5 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (4) 「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。
- (5) 極力、低公害車等の環境に負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努め、環境に負荷の少ない運転をすること。

6 その他

- (1) 業務内容に不明な点がある場合は、下記担当者に問い合わせること。
- (2) 本仕様書に規定する以外の事情が発生した場合には、委託者と受託者の相互協議のうえ定めるものとする。
- (3) 受託者は、作業の実施にあたり、建物・器物の破損及び人的負傷等の事故防止に十分注意し、受託者の責により施設（清田区役所・清田区体育館等）に傷や破損等があった場合は、委託者に報告の上、その損害について賠償責任を負うこと。

7 担当

〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号

札幌市清田区選挙管理委員会事務局

TEL011-889-2010 村上